

新型コロナウイルスワクチン接種担当

令和2年度の新型コロナウイルスワクチン接種について

1 事業の概要

ワクチンの接種は、新型コロナウイルス感染症による死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図ることを目的とします。

予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条の特例規定に基づき、厚生労働大臣の指示のもと、都道府県の協力により区市町村において実施します。

2 接種の対象者等

(1) 対象者

原則として、区内に住民登録がある医療従事者等及び65歳以上の高齢者

(2) 実施内容

	医療従事者等	65歳以上の高齢者
実施主体	国及び東京都（※）	区
接種回数	2回	1回
対象者数	約7,800人	約45,000人

※接種等の経費は住民登録のある自治体が負担（全額国庫負担金）

(3) 実施時期

国からの指示等に基づき、令和3年2月以降順次実施します。

3 今後のスケジュール（予定）

令和3年2月	令和3年第1回港区議会定例会に補正予算案提出
3月	区民等への周知
3月中旬	65歳以上の高齢者への接種券等の送付